

補助金調書

補助金名	福岡市マンション再生検討促進事業補助金			担当課 (連絡先)	住宅都市局 住宅部 住宅計画課 (TEL092-711-4598)
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	マンション管理組合理事長 マンション管理組合法人理事 マンション管理者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	令和6年4月～令和7年1月		
(公募の場合) 応募要件	【再生検討】 (1) 次に掲げるマンションの管理者等であること。 ①福岡市内に所在すること。 ②専有面積の2分の1以上が住宅用途であること。 ③築後40年を経過していること。 ④補助金の活用について、区分所有法第39条第1項に規定する決議または国土交通省が作成するマンション標準管理規約にて示される理事会における決議を経ていること。 ⑤区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議、マンション建替法第108条第1項に規定するマンション敷地売却決議、区分所有者全員の同意による建替え若しくは売却を目的とした決議又は改修工事を目的とした区分所有法第17条、第18条に規定する決議若しくはこれに準ずる措置がなされていないこと。 ⑥この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。ただし、要綱第4条第2項の規定による3年度間で複数回交付を受ける場合を除く。 (2) 福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)の滞納がないこと。			【長期修繕計画等】 (1) 次に掲げるマンションの管理者等であること。 ①福岡市内に所在すること。 ②専有面積の2分の1以上が住宅用途であること。 ③築後20年を経過していること。 ④補助金を活用して行う長期修繕計画等について総会または理事会の決議を経ていること。 ⑤長期修繕計画が未作成であること又は作成済みの場合は、長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額が、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン(国土交通省(令和5年4月追補版))」に示された金額の目安を設定する際に参考とした事例の3分の2が包含される幅の下限値(マンションに機械式駐車場がある場合は、機械式駐車場の加算単価を加えた額)を下回る金額となっていること。 ⑥マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に基づく基準に準拠した別表第3に定める事項に適合する長期修繕計画を作成すること。 ⑦第5条第1項の規定による補助金の交付を過去に受けたことがないこと。 (2) 福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)の滞納がないこと。	
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和4	年度	経過年数	3	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	建設後一定の年数を経たマンションの適正な管理や再生を促進し、マンションの良好な居住環境を確保するため、マンション管理組合に対し、マンションの再生に向けた再生手法の検討等や長期修繕計画の作成又は見直しに要する費用の一部を補助するもの。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 次の各号に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額(消費税及び地方消費税の額を含む。)に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。 【再生検討】 (1)マンションの現状調査等 (2)区分所有者の意向調査等 (3)マンションの再生手法の比較検討(外部委託費に限る) (4)専門委員会の運営 (5)その他市長が必要と認める事項			【長期修繕計画等】 (1)調査・診断報告書の作成に要する経費 (2)計画作成に要する経費
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	51 件	3 件	件	
	9,000 千円	8,067 千円	900 千円	千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	マンションの再生手法の検討				
補助金交付 による効果	本補助金の交付により、建設後一定の年数を経たマンションの適正な管理や再生促進が期待される。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。